

学力基準について

1. 授業料免除の申請資格の(1) 「経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合」により申請する者は、家計困窮度が高いだけでなく、下記の学力基準を満たす必要があります。

※過去に休学をした者については、その期間を除いた実質学年をもって取り扱うことができます。事前に学生支援課の窓口にご相談をしてください。

学力基準外の者が申請しても、免除にはなりませんので、ご注意ください。

(※1. 授業料免除の申請資格の(2)により申請する場合は、学力基準は適用されず、家計基準のみの審査となります。)

【学部学生】

通 例							特例(母子家庭, 生活保護世帯等)
1年次後期以降に在学する者の成績については、各学生の選考時期に応じて修得単位数が次に掲げる単位数以上であり、かつ、修得単位数のうち秀、優又は良の評価を得た単位数が72.5%以上である者。							左記の単位数以上の単位を修得し、かつ、秀、優又は良の評価を得た単位数が65.0%以上である者。
1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期	4年前期	4年後期	
15単位	30単位	45単位	60単位	75単位	90単位	105単位	

【大学院1年生・専攻科性】

通 例	特例(母子家庭, 生活保護世帯等)
入学試験の成績が本人の属するコースにおいて、上位2分の1以上である者又は、入学試験の配点の60.0%以上の得点がある者。 (第2次以降の学生募集による入学者も含み、順位は第1次募集に続き募集順に付す。)	入学試験の配点の55.0%以上の得点がある者。

【大学院2年生】

通 例	特例(母子家庭, 生活保護世帯等)
前年次までの修得単位数が14単位以上であり、かつ、秀、優又は良の評価を得た単位数が72.5%以上である者。	左記の単位数以上の単位を修得し、かつ、秀、優又は良の評価を得た単位数が65.0%以上である者。